

## (仮称) 砺波広域圏事務組合 蔵原新最終処分場建設事業に伴う 生活環境影響調査書の縦覧結果及び意見書の受理結果について

砺波広域圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」及び「砺波広域圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成 10 年砺広組条例第 21 号)」に基づき実施した縦覧の結果及び意見書の受理結果を報告します。

### 1 縦覧の結果について

#### (1) 縦覧期間

令和 5 年 10 月 1 日 (日) から 10 月 31 日 (火) まで  
(ただし、土、日曜日及び祝日は除く。)

#### (2) 縦覧の場所及び縦覧の件数

縦覧の場所	縦覧の件数
砺波広域圏事務組合事務局 (砺波市役所庄川支所 1 階)	2 件
砺波市福祉市民部市民生活課 (砺波市役所 1 階)	5 件
南砺市市民協働部生活環境課 (南砺市役所 2 階)	2 件

### 2 意見書の受理結果について

当該一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、砺波広域圏事務組合管理者に生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができ、以下のとおり意見書の提出期間を設けましたが、意見書の提出はありませんでした。

#### (1) 意見書の提出期間

令和 5 年 11 月 1 日 (水) から 11 月 14 日 (火) まで  
(ただし、土、日曜日及び祝日は除く。)

#### (2) 意見書の提出場所及び意見書の受理件数

意見書の提出場所 砺波広域圏事務組合事務局総務課  
意見書の受理件数 0 件